



令和7年度

南よつばの願い学童 入室案内



グリーンパパプロジェクト
Green Papa Project

1. 趣 旨

鴻巣市立小学校に就学している児童のうち、保護者等が労働などにより昼間家庭にいないことが常態であるものの、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置します。

2. 対象校区

南よつばの願い学童は、原則、鴻巣南小学校区の児童が利用できる「放課後児童クラブ」です。
児童クラブより退室(帰宅)する場合は、必ず保護者の方にお迎えに来ていただきます。

3. 受付期間

入室は毎月1日付けで行い、原則、月途中の入室はできません。

入室希望月		受付期間	受付場所	受付時間
4月	1次受付	令和6年10月21日(月)～11月8日(金)	南よつばの願い学童 TEL:048-507-9651	月曜～金曜 11:00～18:30 土曜 事前に必ず お電話ください
	2次受付	令和6年11月11日(月)～令和7年1月10日(金) ※1次受付した方を選考した後に欠員が生じた場合のみ入室審査を行います。なお、2次受付期間後の申請については5月の入室となります。		
5月以降	随時申込	入室を希望する月の前月5日まで ※5日が土曜日・日曜日・国民の休日の場合はその前日の平日が締め切りとなります。	南よつばの願い学童 TEL:048-507-9651	事前に必ず お電話ください

※郵送による申請受付は行っておりません。

4. 開室日時と休室日

開室日時	小学校の授業のある日	放課後～19:00
	小学校の授業のない日 (土曜日、春・夏・冬休み、県民の日、小学校が指定する振替休日、開校記念日)	7:30～19:00
休室日	日曜日、国民の休日、年末年始(12月29日～1月3日)、市長が特に認める日	

※開室時間内に必ず送迎をお願いいたします。時間内に送迎が間に合わない場合は、ファミリーサポート等の利用をご検討ください。ファミリーサポートについては、鴻巣市役所子育て支援課にご相談ください。

5. 申請可能な就労条件

申請可能な就労条件は、1週において3日以上、1日において5時間以上労働し、勤務終了時刻が午後3時以降であること。
※5時間以上の労働には休憩時間を含みます。

学 年	勤務終了時刻と勤務日数(月曜から土曜のうち) ※勤務終了時刻は通勤時間を含む。
1年生	午後3時以降の勤務が週3日以上
2年生	午後4時以降の勤務が週3日以上、または、午後3時以降の勤務が週4日以上
3年生	午後4時以降の勤務が週4日以上
4・5・6年生	午後5時以降の勤務が週4日以上

※特別な就労形態(夜勤・シフト勤務等)の場合は、お問い合わせください。
※なお、就労条件が満たない場合は、入室の意思があり、要件を満たす予定がある場合には申請可能ですが、求職と同じ事由での入室となります。

6. 入室事由・入室期間・保育を必要とする証明書

児童が入室できるのは、保護者等が次の各号のいずれかで児童の保育を必要とする場合です。
保護者等とは、父・母、及び同居・同一敷地内等に住む18歳以上65歳未満の親族等(兄弟姉妹・祖父母等)です。

※保育を必要とする証明書が必要な場合は、南よつばの願い学童にお越しいただくか、
下記のホームページからダウンロードしてください。 QRコードはこちら
URL: https://greenpapa-project.jp/minamiyotsuba_syorui/ 
※証明書及び診断書は、申請書提出日の3ヵ月以内に発行されたものに限りします。
※証明書類の内容に不明な点等がある場合は、証明書作成者へ問い合わせをする場合があります。

No.	入室事由		入室期間	保育を必要とする証明書
1	就労	【4. 申請可能な就労条件】を満たし、家庭内・外で児童と離れて家事以外の仕事をしている場合(在宅勤務可)	最長で年度末(3/31)まで	◎就労(内定)証明書原本 ※3ヵ月以内に発行されたもの
2	妊娠 出産	妊娠中であるか、または出産後間がない場合(育児休業を理由とする入室はできません)	産前6週の かかる月の1日 ～産後8週の かかる月末まで	◎申立書 ◎出産する子の母子手帳(表紙・出産予定日が記載してあるページ)の写し
3	疾病等	疾病、負傷、または心身に障がいがある場合	最長で年度末(3/31)まで	◎申立書 ◎診断書(病状・治療内容・期間・保育が不可能であることが分かるもの)、または障害手帳等の写し
4	看護 介護	常時かつ長期にわたり病人や心身障がいの人を看護・介護している場合		
5	災害	震災、風水害、火災その他の災害復旧に当たっている場合	最長で年度末(3/31)まで	◎申立書 ◎証明書 ※証明書類についてはご相談ください。
6	虐待 DV	児童虐待を行うおそれがある場合 家庭内暴力により保育困難であると認められた場合		
7	求職	求職活動を継続的に行っている場合 ※就職活動状況報告書を毎月月末に必ず提出してください。 ※同一の年度内に再度求職を理由とする申請はできません。	2ヵ月	◎就労確約書
8	就学	学校に在学、または職業訓練を受けている場合	卒業・訓練 終了月まで	◎申立書 ◎学生証の写し
9	その他	施設長が認める前各号に類する状態にある場合	最長で年度末(3/31)まで	◎申立書 ◎証明書

7. 申請手続

下記の申請に必要な書類を提出してください。不足書類がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

No.	申請に必要な書類	内 容
1	<u>放課後児童クラブ入室申請書</u>	児童1名につき1枚提出してください。
2	<u>放課後児童クラブ児童状況調査票</u>	
3	<u>保育を必要とする証明書</u> ※就労(内定)証明書は原本をご提出ください。	【6. 入室事由・入室期間・保育を必要とする証明書】 を参照のうえ、提出してください。(必須) ※必要書類をすべてご用意の上、提出してください。
4	<u>生活保護受給者証(生活保護世帯)</u> <u>就学援助費支給決定通知書(就学援助費受給世帯)</u> <u>児童扶養手当証書(ひとり親世帯)</u> の写し	該当者のみ

8. 申請手続き後、入室までの流れ

1. 入室審査	保護者等の就労状況などを審査の上、保育を必要とする要件の程度の高い方から放課後児童クラブの入室定員の範囲にて入室を決定します。保育を必要とする証明書(就労証明書等)が未提出の場合は、要件の程度が低くなる、または、審査の対象から外れる場合がありますので、ご注意ください。
 2. 入室決定	入室が決定された方には、入室許可書を送付いたします。 入室できなかった場合、以後定員に空きが出たときの対応については、4月1日時点で南放課後児童クラブを利用しているご家庭を優先します。
 3. 入室説明	入室が決定された方には、南よつばの願い学童にて入室説明会を行います。 詳細については、入室決定時にお知らせします。

9. 利用者負担額

	金額(税込み)			
	一般保育料	きょうだい (2人目以降) (一般保育料の 3,000 円引き)	生活保護世帯 就学援助費受給世帯 ひとり親世帯 (一般保育料の半額)	
基本保育料(月額)	12, 000円	9, 000円	6, 000円	毎月20日翌月分を口座引落し (4、5月分は合算して 4/20 に口座引落し) (予定)
おやつ(月額)	2, 000円			
施設負担金(月額)	500円			
春休み保育料	2, 500円(新 1 年生は半額)			5月分基本保育料に加算(予定)
夏休み保育料	7, 500円			9月分基本保育料に加算(予定)
冬休み保育料	1, 500円			2月分基本保育料に加算(予定)
傷害保険料(年額)	800円			4月分に合算(途中入室は随時納入)

10. 保護者等の届出義務（速やかに提出してください）

1) 入室決定後、入室許可を辞退したいとき ⇒ 入所児童異動届

許可書に記載の入室予定月の前月25日まで

ただし、令和7年4月入室申請を辞退する場合は令和7年2月28日(金)まで

※辞退の届出がされない場合、在籍とみなし、月に一度も利用がない場合でも、1ヵ月分の利用料を納めていただきます。

期日までの提出が困難な場合は事前にご相談ください。

2) 児童、または保護者等の住所及び氏名の変更があったとき ⇒ 入所児童異動届

3) 保護者等の就労状況に変更があったとき ⇒ 入所児童異動届 + 就労証明書または就労確約書

4) 求職活動中の方が勤務を開始したとき ⇒ 入所児童異動届 + 就労証明書

5) 求職活動中の方 ⇒ 求職活動状況報告書(毎月月末まで)

6) 家族構成に変更があったとき ⇒ 入所児童異動届

7) 退室したいとき ⇒ 退室届(退室希望月の5日まで)

各種書類はこちらのQRコードから
ダウンロードしてください。



11. 利用するにあたってのお願い

- 1) 児童クラブにおける決まりごとを守るよう、ご家庭でもお子さまへお伝えください。
- 2) 児童の安全確保の観点から、入退室にあたっては保護者等の送迎を原則としています。
- 3) お子さまを欠席させる場合は、必ず児童クラブまでご連絡ください。
- 4) 保護者等が自宅にいる場合(在宅勤務を除く)は、原則、ご家庭での保育をお願いいたします。
- 5) 勤務が終わり次第、お子さまのお迎えに来てください。
- 6) 習い事や塾等で児童クラブから退室した場合、原則、同日中の再登室はできません。
- 7) 児童が病気等で体の変調を訴えたり、熱があったりする場合などは、児童クラブを休ませてください。なお、児童が登室後、同様の状態となった場合は、児童クラブから勤務先等に連絡します。早急にお迎えをお願いします。
- 8) 他の児童やスタッフにケガをさせるおそれがある行為や、施設の備品や物品を破壊する行為などを繰り返す場合は、一定期間の利用停止や退室をしていただくことがあります。
- 9) 保育料・傷害保険料・おやつ代等の滞納がある場合は、通知の上、退室となります。
- 10) 長期にわたり児童クラブを利用しない場合、理由によっては退室していただきます。

【問い合わせ先】南よつばの願い学童

住所：鴻巣市本町8-1-20 TEL:048-507-9651

運営：特定非営利活動法人グリーンパパプロジェクト